

厚生労働省岩手労働局発表
令和4年12月2日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

岩手労働局労働基準部賃金室

室長 菅原 嘉宏

室長補佐 佐々木 善一

電話 019-604-3008

岩手県特定（産業別）最低賃金が改正されます

岩手労働局(局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩)は、下記の4産業に係る岩手県特定(産業別)最低賃金の改正決定について、令和4年12月1日及び同月2日付けで官報公示を行いました。

これにより、下記の4産業について、新しい最低賃金額が適用されます。

なお、全産業のすべての労働者に適用される「岩手県最低賃金」(時間額 854円)は、令和4年10月20日に改正発効されています。

記

【改正決定】

- ・ 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
時間額 908円 (現行878円)
令和4年12月31日発効 (令和4年12月1日官報公示)
- ・ 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
時間額 886円 (現行856円)
令和4年12月31日発効 (令和4年12月1日官報公示)
- ・ 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
時間額 877円 (現行847円)
令和4年12月31日発効 (令和4年12月1日官報公示)
(R4.10.20~12.30は、岩手県最低賃金854円が適用されます。)
- ・ 岩手県自動車小売業最低賃金
時間額 903円 (現行879円)
令和5年1月1日発効 (令和4年12月2日官報公示)

【据置き】

- ・ 岩手県各種商品小売業最低賃金は、平成28年12月11日に767円に改正されて以来、据置きとなっています。
- ・ 岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金は、平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据置きとなっています。
- 当該額は、現在の岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金854円が適用されます。